

## 特別支援教育就学奨励費について

### 1 目的

教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、障害のある幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費について、国及び愛知県が補助することとし、もって、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

### 2 補助の対象となる経費

特別支援教育就学奨励費支給対象経費一覧表参照

### 3 補助経費の区分

保護者等の経済状態に応じて、次のとおり区分される。

第1区分・・・補助の対象となる経費の全額支給

第2区分・・・補助の対象となる経費の全額又は半額支給（経費により異なる）

第3区分・・・補助の対象となる一部の経費のみ支給

※ なお、教科用図書購入費は高等部のみ、ICT機器購入費は高等部本科・別科のみ全額支給

### 4 支給区分の決定

保護者等から提出された「特別支援教育就学奨励費世帯状況等調書」等により校長が収入額等の算定及び需要額の測定を行い、下記の基準をもとに県教育委員会が区分を決定する。

第1区分

世帯の収入月額が厚生労働大臣の定める生活保護基準需要額の1.5倍未満

第2区分

世帯の収入月額が厚生労働大臣の定める生活保護基準需要額の1.5倍以上2.5倍未満

第3区分

世帯の収入月額が厚生労働大臣の生活保護基準需要額の2.5倍以上

### 5 支給方法

原則として保護者に現金（振り込み）で7月、12月、3月に支給する。

特別支援教育就学奨励費支給対象経費一覧表

経費区分 支払区分(部別)	教科用図書購入費	学校給食費	交通費				寄宿舎居住に伴う経費			修学旅行				学用品購入費					
			通学費		帰省費		職場実習費	交流及び共同学習費	寝具購入費	日用品等購入費	食費	修学旅行費		校外活動等参加費		職場実習宿泊費	学用品・通学用品購入費	ICT機器購入費(加算分)	新入学児童・生徒学用品・通学用品購入費(加算分)
			本人	付添人	本人	付添人						本人	付添人	本人	付添人				
第1区分	幼稚部		実費	実費	実費	実費		実費	実費	実費	実費			実費	実費				
	小学部		実費	※1実費	実費	実費		実費	実費	実費	実費	実費	※2実費	実費	※1実費		実費		実費
	中学部		実費	※2実費	実費	実費	実費	実費	実費	実費	実費	実費	※2実費	実費	※2実費		実費		実費
	高等部本・別	実費	実費	※2実費	実費	※2実費	実費	実費	実費	実費	実費	実費	※2実費	実費	※2実費	実費	実費	実費	実費
	高等部専攻科	実費	実費	※2実費	実費	※2実費	実費			実費	実費					実費			
第2区分	幼稚部		実費×1/2	実費	実費	実費		実費	実費×1/2	実費×1/2	実費×1/2			実費×1/2	実費×1/2		実費×1/2		
	小学部		実費×1/2	※1実費	実費	実費		実費	実費×1/2	実費×1/2	実費×1/2	実費×1/2	※2実費×1/2	実費×1/2	※1実費×1/2		実費×1/2		実費×1/2
	中学部		実費×1/2	※2実費	実費	実費	実費	実費	実費×1/2	実費×1/2	実費×1/2	実費×1/2	※2実費×1/2	実費×1/2	※2実費×1/2		実費×1/2		実費×1/2
	高等部本・別	実費	実費×1/2	※2実費	実費	※2実費	実費	実費	実費×1/2	実費×1/2	実費×1/2	実費×1/2	※2実費×1/2	実費×1/2	※2実費×1/2	実費×1/2	実費×1/2	実費	実費×1/2
	高等部専攻科	実費	実費×1/2	※2実費×1/2	実費×1/2	※2実費×1/2	実費×1/2			実費×1/2	実費×1/2					実費×1/2			
第3区分	幼稚部			実費	実費	実費		実費×1/2											
	小学部			実費	※1実費	実費		実費×1/2											
	中学部			実費	※2実費	実費	実費	実費×1/2	実費×1/2										
	高等部本・別	実費		実費	※2実費	実費	※2実費	実費×1/2	実費×1/2									実費	
	高等部専攻科	実費																	

注1 新入学児童・生徒学用品費等の支給対象者は、原則として小・中学部及び高等部の第1学年

2 ※1は1～3年は実費、4～6年の肢体不自由、重度・重複障害のみ実費支給、※2は肢体不自由、重度・重複障害のみ実費支給

## 対象となる児童等の支弁区分の決定等

### 1 支弁区分の決定

都道府県教育委員会は、負担金及び補助金（以下「負担金等」という。）の対象となる公私立の特別支援学校の児童等の支弁区分を令第2条及び算定要領により決定するものとする。

### 2 支弁区分の決定に必要な資料の提出

(ア) 都道府県教育委員会は、保護者等に対し負担金等の対象となる児童等を決定するために必要な保護者等の属する世帯の収入額及び需要額に関する資料（以下「収入額・需要額調書」（様式4-1）という。）を校長を経由して提出させるものとする。

ただし、児童等の保護者等が次のいずれかに該当する場合は、収入額・需要額調書の提出をそれぞれが確認できる書類に代えることができる。（該当者は、令第2条第3号の該当者として扱う。）

① 世帯の収入額が令第2条第3号（収入額が需要額の2.5倍以上の場合）に該当すると自ら認め、負担金等の全部又は一部の給付を辞退する児童等の保護者等。

（ただし、一部の給付を受ける場合にあっては、できる限り収入額・需要額調書を提出させるものとする。）

② 「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、指定療育機関等に入所又は入院し、当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けている児童等の保護者等。

（参考）

就学に係る措置費等を給付される児童福祉施設等

a. 児童福祉法第27条関係（就学に係る措置費）

児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、里親等

b. 児童福祉法第20条関係（療育の給付）

厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する指定療育機関

(イ) 都道府県教育委員会は、特別支援学校の児童等の保護者等が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である児童等の保護者等に該当する場合は、収入額・需要額調書のほか、それぞれを証明する書類（市町村、福祉事務所の長又は民生委員（以下「協力機関」という。）の証明）を提出させるものとする。（該当者は、令第2条第1号の該当者として扱うので、その運用に当たっては十分に留意すること。）

(ウ) 都道府県教育委員会は、「(イ)」の該当者として扱う場合は、次のことに留意し、協力機関と十分連絡をとるものとする。

① 要保護者について

生活保護法第6条第2項の要保護者とは、現に保護を受けている被保護者のほか、

保護を受けていないが保護を必要とする状態にある者も含むものであり、被保護者の場合は福祉事務所又は市町村における保護金品支給台帳若しくはケース索引簿に登載され、また、保護を受けていない要保護者の場合は、民生委員の世帯票によって把握されているので、協力機関の協力を得ること。

(参考)

要保護者 {  
・ 現に保護を受けている者 (被保護者)  
    (生活・教育・住宅・医療・出産・生業・葬祭扶助のうちい  
    ずれかを受けている者)  
・ 現に保護を受けていないが、保護を必要とする状態にある者

(エ) 都道府県教育委員会は、「ウ」により要保護者と扱った場合は、その状況を明らかにする書類を作成しておくものとする。

また、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）の医療費の取扱い等関連事項に十分留意すること。

### 3 証明書の添付

(ア) 保護者等に対し、収入額・需要額調書を提出させる場合は収入に関する市町村の証明書を添付させること。ただし、情報連携により情報を取得した場合には、書面の提出があったものとみなし、添付を要しないものとする。

(イ) 次に該当する保護者等から収入額・需要額調書の提出のある場合は、収入に関する市町村の証明書に併せ、それぞれ次に掲げる証明書を添付させること。

① 児童福祉施設等（「2-(ア)-②-a」に定める施設等）に入所している児童等の保護者等

就学に係る措置費を受けていない旨の施設の長等の証明書(措置されない経費名が記入されたもの。)

② 指定療育機関（「2-(ア)-②-b」）に入院している児童等の保護者等  
療育の給付を受けていない旨の機関の長等の証明書

(注)「①」及び「②」に掲げる児童等の保護者等に対しては、就学に係る措置費又は療育の給付によりすでに負担金等と同様の措置がなされているので、重複して負担等することをさけるため必ず証明書を添付させることとし、負担金等の対象となる経費のうち就学に係る措置費又は療育の給付により措置されない経費については、当該証明書により措置されていない旨を確認し、負担金等の対象とする。

なお、当該証明書が提出されない場合は、すべての経費について負担金等の対象としない。

特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書

No. \_\_\_\_\_

保護者等氏名 印		住 所		幼児・児童・生徒氏名	学校名、学年等	※都道府県の地区別区分 (VI) 地域の級地区分 1-1、1-2、2-1 2-2、3-1、3-2			学校長認印
世帯の収入状況		世帯の状況(前年12月末日現在)			需 要 額 等				
		氏 名	生 年 月 日 (満年齢)	在学学校名・学年 (特別支援学級通学の有無)	教育扶助基準			生活扶助基準	
通学費	学 校 給食費				基準額	第1類	期末一時 扶 助	第 2 類	
所得 控 除 前 の	総所得金額		年 月 日 (才)						f (基準額)
	退職所得金額		年 月 日 (才)						円
	山林所得金額		年 月 日 (才)						g (地区別冬季加算額)
	計	A	年 月 日 (才)						h 住宅扶助基準 円
所 得 控 除	社会保険料		年 月 日 (才)						円
	生命保険料		年 月 日 (才)						i 需要額(a~hの合計)
	損害保険料		年 月 日 (才)						円
	計	B	年 月 日 (才)						収入額/需要額 F = i
所得額 (A - B)	C		年 月 日 (才)						/
所得月額 (C × 1 / 12)	D		年 月 日 (才)						
障害者加算控除 (保護基準により算定)	E		年 月 日 (才)						
収入額 (D - E)	F	合 計			a	b	c	d	
通学費明細(通学費を要した者ごとに記入すること)					特記事項			支弁区分	
就学奨励費の 辞退者記名捺印					統べて、一部( ) 就学奨励費は辞退します。 平成 年 月 日 保護者氏名 印			<input type="checkbox"/> 1区分 (令第2条第1号該当) <input type="checkbox"/> 2区分 (令第2条第2号該当) <input type="checkbox"/> 3区分 (令第2条第3号該当)	